



企業ヒアリングの結果について

令和5年6月
総務省統計局

サービス産業動向調査における調査見直しの実現可能性について検証するため、企業等における毎月の売上高や事業従事者数の算出方法等についてヒアリングを実施した。

ヒアリングの概要

対象企業数 : 20社

対象産業 : 通信業、民間放送業、鉄道業、映像制作・配給業、映画館、水運業、経営コンサルタント業、建物・土地売買業、警備業、宿泊業 等(産業中分類別に売上高ベースで上位10社に入る企業を中心に選定)

実施時期 : 令和5年2月末～

質問事項 : ・回答時の事務の流れ
・調査票提出時の社内での手続き
・売上高の集計方法
・事業従事者数の集計方法 等

結果概要

- ほぼすべての企業で調査票の受付部署で記入を行っている。
- 調査票の受け付けと回答の分担については、
 - ・総務・企画系の部門で調査票を受け付けた上で、経理部門(売上高)、人事部門(事業従事者数)から情報を貰って記入
 - ・売上高を把握している経理部門で調査票を受け付けた上で、人事部門から事業従事者数を貰って記入の2パターンに大別される。

- 経理部門が調査票の受付・記入する場合は問題ないが、総務・企画系の部門が調査票を受け付けている場合、**経理部門の了解が得られず、月次の回答が行えない**との回答が散見される。



- ・基幹統計調査であれば**回答義務が生じるため、経理部門の了解を得やすくなる**可能性。
- ・売上高と事業従事者という二種の情報が必要であるが故に、総務・企画系の部門が回答の取りまとめを担う傾向もあるのではないかと考えられる。

結果概要

- 特に手続きを行っていない企業が多数。(管理職が自ら記入しているため手続き不要となるケースも有)
- 手続きを行っている場合、社内システムによる決裁ないし管理職職員の確認を求めているものが大半であるが、役員まで回答内容を回覧している企業もあった。
- 決裁等を要する場合であっても、1~2日程度で完了するものがほとんどであり、決裁等の有無が回答期限まで提出の可否に与える影響は小さいと思われるが、期限を5日早めた場合、決裁等の有無で間に合うか間に合わないかの差違が生じる可能性はある。

売上高の集計日等について

- 売上高の集計日は企業によって大きく異なるが、調査への回答状況に関わらず、翌月10～15営業日程度で集計が完了する企業が多数。なお、主要な事業とそれ以外の事業とで集計日にズレがあるとの回答も一部あった。
- いずれの企業も事業別に売上高を集計しており、調査票の記入のために敢えて事業別の売上高を集計しているという回答はなかった。



- 調査票の提出期限を5日早めた場合、日の並び等によっては期限までの回答が難しくなる場合や、集計日の都合により期限までの回答が困難になる場合もあるものの、**期限までに一定数の回答は得られると考えられる。**

期限までに回答いただけない理由について

- 現行の期限である20日までに売上高を回答いただけていない企業にその理由を尋ねたところ、売上高の集計日の都合を挙げた回答のほか、売上高は非公開情報であるためといった回答や、回答義務がないため、といった回答もあった。



- 非公開情報であることや、義務がないことを未回答の理由に挙げる企業については、**基幹統計調査であれば**回答をいただけることを期待。

回答の概要

- 事業従事者数については人事システムなどにより月次で管理しており、売上高に比して月次での集計は容易であるとの回答が多数。
- 一方、年間を通じて従業員数の変動が小さい企業や、パート・アルバイトの人数が多く、かつ入れ替わりの多い企業については、そもそも月次での詳細な管理・集計をしていないとの回答もあった。



- 事業従事者数の集計は売上高の集計に比して容易な傾向があるため、事業従事者数の集計項目の多寡が、期限までの調査票の提出の可否に影響する可能性は低いと考えられるが、パート・アルバイトの人数が多い企業など、**そもそも月次での集計自体をしていないケース**がある。
- また、P2で記したとおり、複数部門間に内容がまたがる調査項目の存在が、円滑な回答に対する阻害要因になっている可能性がある。